

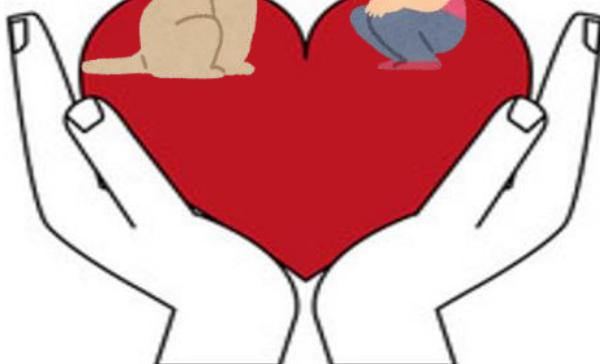
東広島市人と動物との共生に関する条例 を制定しました！



人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

～ 基本理念 ～

- ①動物が命あるものであることに鑑み、その命を尊重し、適正に取り扱わなければならない
- ②動物の取扱いにおいては、人の生命、身体又は財産に害を加えることのないようにすることが必要である
- ③人の安全で快適な暮らしと動物の福祉が共に守られることが必要である



人と動物が 共生するための

お約束



- ・終生飼養
- ・適正な給餌、給水、しつけ
- ・生活環境の保全
- ・所有者を明らかにする措置
- ・災害時の同行避難の備え



飼い主がいない猫への
無責任な餌やりはやめましょう



周辺の生活環境に支障は生じ
ていませんか？

動物も命あることを忘れてはいけないにや



終生飼養できる環境を整えようや



この条例は、動物の愛護及び適正な取り扱いに関する基本理念を定めることで、
人及び動物にやさしい街づくりを推進することを目的としています。

一部内容

市：動物の愛護及び適正な取り扱いに関する総合的な施策を推進する責務を有する
市民等：動物愛護に関する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努める
飼い主：動物愛護の考え方のもと、適正に飼養する責務を有する 等々

詳しくははこちらから



東広島市生活環境部生活衛生課
TEL : 082-422-1048